

道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分基準の改定について

標記の件については、意見公募手続を実施せず改定を実施したので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、その旨公表いたします。

1 意見公募を実施しなかった理由

今回の一部改定は、警察庁により示された全国一律のモデル基準に従ったもので、県に実質的な裁量の余地がないことから、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定（軽微な変更等と認めるもの）に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

2 処分基準の改定の概要

- (1) 法令の改正（酒酔い運転にアルコール濃度の数値基準の導入）に伴う「酒酔い運転」及び「酒気帯び運転」の定義に係る記載を追記しました。
- (2) 法令の改正に伴う条ずれの解消を行いました。
- (3) その他必要な文言の整理（「車両」を「自動車」、「若しくは」を「又は」に修正）を行いました。

3 施行日

令和8年7月23日

【問い合わせ先】

熊本県警察本部交通指導課

電話 096-381-0110(内線5122)